

令和8年度 吉川中学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え

本校では、**いじめ防止対策推進法**（h25.6月）、**新潟県いじめ防止基本方針**（r3.7月）、及び**上越市いじめ防止基本方針**（r6.3月）を受けて本方針を策定した。また、「**こども基本法**」（r4.6月）の公布、**生徒指導提要の改定**（r4.12月）を受け、生徒一人ひとりが大切にされる環境づくりを推進し、いじめ防止に努める。また、生徒自身の役割として近年増加しているインターネット上のいじめ（※いじめ類似行為）を発見した場合やいじめの疑いがある場合も見逃さずに周囲の大人に相談するなど、**いじめに対する意識啓発**と、**いじめ防止・対応に関する資質の向上**を図る。

※いじめ類似行為とは

該当生徒が知らなくても、もしその行為を認知した場合、心身の苦痛を感じる可能性が高い行為のこと。「陰口」や「SNSでの中傷」などが該当する。いじめと同様に扱う。

いじめ防止等のための本校の基本的な考え方は以下の通りである。

- ・小規模校の利点を生かし、日頃から**生徒と教職員との信頼関係**を築き、一人一人に応じたきめ細やかな指導に努める。
- ・教職員は「いじめは、どの学校・どの学級、どの生徒にも起こりうる」ことを強く認識し、教育活動全体を通して、**未然防止及び早期発見**に計画的に取り組む。
- ・生徒の主体的な活動を通して、**いじめが起きにくい、いじめを許さない学校**を目指すことができるように指導、支援に当たる。
- ・いじめの兆候や発生を見逃さず、**学校全体で組織的に、適切かつ迅速に対応**する。
- ・日頃から家庭、地域との連携を密にし、**生徒の情報を共有**して指導に当たる。

学校基本方針を示すことにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ学校がいじめへの対応が組織として一貫したものとなることを徹底する。また、いじめ発生時の対応をあらかじめ示し、繰り返し説明をすることで、生徒及び保護者に対して、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、加害行為の抑止につなげることを目指している。

2 いじめの定義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめ防止等を進めるため下記の定義を基に、いじめの捉え方を明確にして共通理解を図る。

（いじめ防止対策推進法第2条）

（「いじめ」とは）**生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。なお、解釈上、いじめとして扱われていない「けんか」の範囲について、限定的であることを具体例を示しながら明確にする。

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合やインターネットやSNS上での書き込みなど、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめ認知を積極的に行う。
- ・「冷やかかし」や「いじり」であっても、相手が嫌な気持ちになればそれはいじめである。」ことへの認識をもち、冷やかかし等を受けている生徒の事情をよく聞き取る。

上記の疑いがある行為を発見した場合はもちろんのこと、訴えがあった場合は当該生徒及び保護者の立場に立って、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 校内組織について

いじめ防止等の対策のための組織として、「**いじめ対策委員会**」を設置する。構成は、校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、該当学級担任、養護教諭、SC とし、必要に応じて SSW など他の専門家を加えることとする。

日常的には**毎週の生徒指導部会**をもって情報交換等を行い、状況によって校長の判断により学校外の委員を加えた委員会を開催する。**本校のいじめ防止体制の中核**として機能するように、下記の点に留意する。

- ・毎月の職員会議や職員朝会においていじめ防止等の取組の進捗状況や生徒個々の状況について、情報を全教職員で共有し、生徒理解に努める。
- ・いじめの疑いに関する情報があった場合には、緊急の委員会を開催する。

いじめ対策委員会の主な役割は次のようになる。

- ・教育活動全体でのいじめ防止等の取組の推進に関すること
- ・保護者、地域住民へのいじめ防止の啓発に関すること
- ・いじめ相談・通報の窓口、いじめに関する情報の収集と共有、記録に関すること
- ・いじめを察知した場合の迅速で的確な対応に関すること

4 いじめの未然防止

(1) いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、具体的な指導上の留意点などについて、定期的に校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員で共通理解を図っていく。
- ・全校集会や学級活動のなどで、計画的に校長・学級担任がいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。

(2) 9年間を見通し生徒の社会性の育成、情報モラル教育の推進

- ・吉川小学校との小中一貫教育を生かし、9年間を見通した人間関係づくりの能力の育成や自己有用感、規範意識を高める取組を年間を通して計画的に進める。
- ・SNS等を介したいじめ問題の増加に伴い、小学校段階からの計画的、段階的な情報モラル教育を進める。総合の時間、技術、道徳科などの授業をはじめとして、講師を招いての講演会など、生徒の実態や発達段階に応じた指導を繰り返し行う。
- ・学級活動の時間、道徳の時間、総合的な学習の時間を活用して、ソーシャルスキルトレーニングやロールプレイなどを学校行事と関連しながら効果的に取り入れる。
- ・学校行事における異年齢活動、地域と密着した体験学習、小学校との交流活動などの幅広い体験プログラムを通して、社会性を高めるとともに豊かな心の育成を目指す。このことを通して、いじめに向かわない態度や能力を育む。

(3) 関わり合って学ぶ、分かる授業づくり

- ・授業のユニバーサルデザイン化を小中が連携して進め、すべての生徒が授業に参加できるように工夫する。

- ・研究推進委員会が中心となり、授業規律の徹底や学び合い授業の実現を目指す。
- ・全職員が年1回以上は公開授業を行い、分かる授業の実現を通して、いじめ防止の学校風土を醸成する。

(4) 生徒が主体となった活動の推進

- ・10月の「いじめ見逃しゼロ強調月間」の取組や小中合同で行う「いじめ見逃しゼロスクール集会」の開催など、生徒会が中心となった主体的な取組が推進できるように指導する。その際、教職員主導に偏り、形式的な実施にならないように十分注意する。
- ・生徒がいじめの構造や態様などについて、自ら学び、主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取組を進められるように指導を工夫する。
- ・小学校と連携した「いじめ見逃しゼロスクール集会」を開催することで、他を思いやる気持ちや助け合う気持ちを体得できるように指導を工夫する。また、今日的な課題である SNS のトラブル等の「ネットいじめ」に関する内容を積極的に取り上げる。

(5) 保護者・地域住民への啓発活動

- ・学校のいじめ問題に関する取組や学校評価結果の公表などにより、保護者、地域住民の理解と協力を得る。
- ・学校だよりやHPによりいじめ問題に関する話題を掲載するなど、啓発に努め、地域全体にいじめ防止の機運を醸成する。

5 いじめの早期発見

(1) 教職員の取組

- ・日頃から、少人数のよさを生かして、全教職員で生徒への声かけ、見守りなどの信頼関係の構築に努める。それにより、生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ・「いじめはどの子にも起こりうる」という事実を踏まえて、**ささいな兆候であっても見逃すことがないようにアンテナを高く持つ**。いじめが危惧される場合には早い段階から複数の教職員で的確に関わる。

(2) 生徒への対応

- ・**毎週水曜の学年でのアンケート調査(みんな大切)**を受けて随時生徒の心理状態を把握する。また、**定期的に教育相談を実施**し、いじめの実態把握に努める。教育相談は学級担任だけに限らず、全職員で関わり、情報を共有する。
- ・とりわけ、年度初めの4月、5月や夏休み明けの9月においては、全教職員で生徒の様子を注意深く見守り、早期発見に努める。

(3) 保護者・地域住民のとの連携

- ・定期的な保護者会などを通して、いじめに関わらず生徒に関する情報が速やかに学校に伝わる体制を構築する。
- ・学校運営協議会、青少年育成会議、校区校長会等がいじめ問題を話題とし、情報が入りやすい体制を構築する。

6 いじめに対する措置

(1) いじめ対策委員会による対応

- ・いじめの情報が確認された場合は、校長は速やかにいじめ対策委員会を招集し、組織的に対応を進め、解決に当たる。決して学級担任だけが抱え込むことにならないように、日頃から緊急時の情報伝達経路を確立しておく。
- ・具体的な対応については文部科学省「組織的ないじめ対応の流れ」を十分に踏まえて、素早く進める。また、一定の解消が図られたと判断された後も、**一定期間（最低3か月）は状況を注意深く見守る。**

(2) 教育委員会等専門機関との連携

- ・教育委員会への事実経過報告を速やかに行い、指導を受けながら対応を進める。
- ・緊急時には状況を伝え、委員会への指導助言を得る。一応のいじめ解消が見られた場合でも専門的な見地からのアドバイスを得ながら、関係する生徒の心のケアに努める。
- ・その他、必要に応じて外部の専門家から指導を受ける。

7 重大事態への対応について

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。
- ・生徒に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署への通報を行う。
- ・事態発生時は、校長の指示の下、上越市基本方針の「重大事態対応へのフロー図」に基づき対応を進める。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきときは、所轄警察署と連携して対処する。

8 評価

- ・学校評価に「いじめ対応」の項目を設定し、7月と12月の年2回自己評価を行い、その結果を基に改善を進める。基本方針・行動計画から実践、評価まで、PDCAサイクルに基づく検証を着実に進める。
- ・保護者会、学校運営委員に対しては、会合の折に本方針を説明・確認する。また、「いじめ対応」に関する学校評価項目を設置し、学校関係者評価委員会において、学校の自己評価結果や取組状況を報告し、評価を受け、その結果を公表する。

9 その他

本方針は毎年見直しを行い、社会の要請や学校、生徒の実態に基づき、適切な更新を図っていくものとする。

平成26年7月策定	平成27年5月全面改訂
平成29年4月一部改訂	令和3年3月一部改訂
令和5年4月一部改訂	令和6年8月一部改訂
令和7年4月一部改訂	